

一般財団法人岩手県建築住宅センター 構造計算適合性判定手数料規程

(趣旨)

第1条 この規定は、「一般財団法人岩手県建築住宅センター構造計算適合性判定業務規程」(以下「規程」という。)第20条第1項の規定に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する構造計算適合性判定(以下単に「判定」という。)の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(判定手数料)

第2条 規程第11条第3項に規定する判定の契約を締結した場合の規程第20条第1項に規定する判定手数料の額は、表1に掲げるとおりとする。

(計画の変更に係る判定手数料)

第3条 規程第19条に規定する計画の変更に係る判定手数料の額は、前条に規定する額と同額とする。

(附則)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

表1

判定手数料表

床面積の合計 (㎡)	大臣認定プログラム未使用時	大臣認定プログラム使用時
$A \leq 1,000$	188,000 円	137,000 円
$1,000 < A \leq 2,000$	247,000 円	167,000 円
$2,000 < A \leq 10,000$	281,000 円	183,000 円
$10,000 < A \leq 50,000$	—	—
$50,000 < A$	—	—